

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート
～ 障害者市民～

【目標】

障害のある人もない人も、共にいきいき暮らす箕面

障害者市民が、一人の人と認められる箕面

= ノーマライゼーションが実現された箕面 =

* ノーマライゼーションとは、

障害者市民をはじめ、全ての人々の人権が尊重され、安心して人間的な日常生活を送ることができる社会をめざすこと。

【指標】

自立して生活をしている障害者市民の割合

障害者市民の就業で得る平均所得

ノンステップバスの割合

【現状と課題】

市は、市民と協働で、経済的自立につながる障害者雇用の促進をすすめてきた。

- ・ 1990年 (財)箕面市障害者事業団を設立
- ・ 1994年 障害者事業所制度が確立
- ・ 1996年 大阪府から障害者雇用支援センターの指定を受ける
(箕面市障害者雇用支援センター)

- ・ しかし、財政状況から、就労支援施策等の政策的転換が検討課題
- ・ 地域を基盤に自立をめざした生活支援策を推進

しかし、国の障害者自立支援法の施行(2006年)等で、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化してきた。

- ・ 応能負担から応益負担
- ・ 応益負担については、国が様々な低減策を実施

市は、障害者市民の置かれている状況と社会情勢の変化に即した施策展開として、

- ・ 現行障害福祉計画(Nプラン：2006年～2008年)を策定
次期障害福祉計画(2009年～2011年)を策定中
- ・ ライフステージに応じた施策の総合的・横断的展開を提唱し、以下の施策方針を表明

市は、障害者施策と他の福祉施策等との連携を図っている。

- ・ サービスの見直しや組み替え、提供する手法などを改善することにより支出の維持抑制

市は、障害者市民やその関係団体との役割分担の明確化及び協働を促進する必要を唱えている。

・日常生活における困難を補う支援強化

障害者市民やその支援者、ひいては市民の意識に働きかける事業を効果的に展開する必要がある。

・交流・ふれあいの機会の充実と啓発活動

知的障害者市民には、市の施策が及ばない高校入試と単位取得がバリア（障害）として存在している。

【とりくみ】

1．障害者市民には、あたりまえのことが、「あたりまえに」できないことがあります。

障害者市民の困難や喜び等について知り、理解を深めるための場づくりをするなど、ノーマライゼーションの実現に向けた環境（条件）整備をする。

障害者市民

障害者市民の現状と箕面市の先進的な施策を知らせる。

・個人、団体で情報発信のためのネットワークづくりをする。

市民と事業者

「社会の理解」が、障害者市民の権利実現のための条件と認識し、障害者市民の現状等について、知る努力をする。

・「障害」には様々（身体的、知的、精神的、社会的）な要因があるので、障害者市民のニーズや立場を一括りにできない現状を知る。

・障害者市民だから、「免除する。」「できない。」ではなく、「できること」を共有し、サポートしながら任せる。

2．箕面市の先進的な施策に基づき、障害者市民、市民及び事業者と共に障害者市民が「働く」条件整備をする。

障害者市民

「働きたい」意思を伝える。

・職安や会社面接に積極的に出かける。

・「働けない」という先入観を離れ、さまざまな働き方があることを知る。

・自分の置かれている状況をサポート機関（（財）箕面市障害者事業団等）と相談しながら、積極的に自分にむいた働く場を探す。

市民と事業者

障害者市民が「働くことができる」大切さを理解する。

・障害者が働くことについての箕面市の先進的取り組みを知る。

・同僚に障害者市民がいるときは、ひとりの社会人としてサポートしながら仕事を任せる。

障害者市民の「働きたい」意思を尊重する。

障害者市民を「雇用する」ための条件整備をする。

- ・「障害者市民は働けない」という先入観を離れ、サポート機関と相談し、さまざまなサポート体制があることを知り、十分なサポート体制をとりながら、本人に仕事を任せる。

3 . 障害者市民のくらしを守るため、障害者市民、市民や事業者のとりくみをバックアップすると共により良い日常生活の基盤整備をする。

市民と事業者

障害者市民が、地域で暮らすことを理解する。

日中活動を含め障害者市民が暮らす場づくりのために、地域の社会的資源（人、建物、介助・相談・グループホーム等のサービス）を協力してコーディネートする。

- ・市民、事業者は、情報を持ち寄り、コーディネートの場（社会福祉協議会や地域自立支援協議会など）を有効に活用する。

4 . 障害者市民が自立するために、必要な教育の場をさらに整備する。

- ・地域で生きることを支援する多様な教育の場を選択できるようにする。

障害者市民と市民

教育において、「共に学び」、「共に育つ」ことの現状と重要性を認識する。

障害者市民の「学びたい」意思を尊重する。

- ・クラスメイトやその親が、障害者市民の参加を阻害する「障害」の解消等に積極的に協力する。

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート ～健康づくりと介護予防～

【目標】

子ども、成人、高齢者、全ての市民が、健康で元気に暮らし、健康寿命が長いまち
いきいきと豊かな人生を楽しむ高齢者の多いまち

【指標】

「健康づくり」「介護予防」の理解のために行われる事業やその出席者の数
特定健康診査、生活機能評価、がん検診の各受診率
特定健康診査における保健指導該当者の比率と保健指導による改善効果
生活機能評価における介護予防事業該当者の比率と介護予防事業による効果
“「健康づくり」市民活動”に参加する市民の数
要介護認定者の高齢者にしめる比率

【現状と課題】

国に比べて早いスピードで高齢化がすすむと予測されている

- ・ 2007年 22,668人 2014年 32,557人
2014年には、4人に1人が高齢者と予測

要支援、要介護者も同期間に増加が予測されている

- ・ 2007年 3,757人 2014年 6,814人
・ 標準給付費も増加予測

2006年 51億円 2008年 63億円

- ・ 介護保険料は、府下平均より低く抑えられている。

市 4,000円 府下平均 4,580円

(第4段階：一般世帯 平成18年度)

健康づくり、介護予防のための様々なしくみがある。

- ・ 「健康みのお21」は、市民の健康づくりのため、母子保健、成人保険、高齢保健、基盤整備の各領域で目標の達成を目指している。
- ・ 老年症候群（加齢に伴う機能低下。いわゆる老化）を早期に発見するため、日常生活や身体の様子を確認する生活機能評価（旧介護予防検診）と介護予防・ケアマネジメント事業が行われている。

基本健診の受診率は高く、1件あたりの医療費は低い。

- ・ 箕面市 66.0% 23,289円
府下平均 48.8% 25,753円

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した特定健康診査と特定保健指導が平成20年4月から始められた。

- ・ 国によるペナルティとして、特定健診の実施率を指標に、後期高齢

者保険制度への支援金が調整される。

15歳～39歳の健康診断は、厳しい財政状況なかでも基本健診制度が維持された。

退職後に地域で活動に取り組む気持ちがあっても、自分は何をしたいのか判断できない人が見受けられる。

【とりくみ】

市民の「健康づくり」を推進し、全ての市民が健康でいきいきした生活をするために「健康都市みのお」運動を展開する。

「健康」はすべての市民の念願です。

「健康」は市民自身が、「自分の健康は自分で守る」ための「健康づくり」を日常生活の中で実行する事で得られます。

「健康づくり」を市民生活の中に定着させるためには、市民のみならず事業者、医療関係者、さらに保険者である箕面市が一体となって幅広い協力をする事が不可欠です。

そのため市民をはじめ全ての関係者が次ぎの役割を積極的に担い「健康都市みのお」運動広く展開する事を提唱します。

- 1．健康づくり、介護予防の仕組みと、「自分の健康は自分が守る」重要性を理解することにすべての市民は努める。
- 2．健康づくり、介護予防に取り組むために十分な情報をすべての市民に一層わかりやすく提供するため健康保険と介護保険の保険者である箕面市と医療関係者は必要な企画をする。
- 3．特定健康診査、生活機能評価（介護予防検診）の受診率をさらに改善すると共に、予防や早期治療を一層進めるため市民、医療関係者と保険者である箕面市は広く協力する。
- 4．市民が健康でいきいきした生活をするための幅広い活動（“「健康づくり」市民活動”）に地域で参加しやすいしくみ作りをさらに拡げることにより市民と保険者である箕面市は努める。
生きがいや楽しみに結びつく就業や各種社会活動、食育推進活動、スポーツ、趣味などを推奨すると共に育成する。
これらの活動の仲間（グループ）作りが活発に行われ、参加を促進するために活動に関する情報センターを設ける。
- 5．市民、医療関係者と保険者である箕面市は、各々が本来担っている役割を自覚し、あらゆる分野で協力してこの運動を推進する。

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート
～介護とうまくつきあう～

【目標】

介護を受ける人も、介護をする人も、共に明るくくらすまち

【指標】

居宅介護を受ける介護認定者の全認定者に対する割合

居宅介護を受ける介護認定者に対する支援する居宅介護支援ボランティアの数の割合

経営理念を「利用者の安心と心豊かな生活の維持」において介護施設運営している（と認定される）施設の割合

【現状と課題】

第3期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画

居宅での介護希望が多く（40～50％）、また推奨されている。

・高齢者のみの家族が過半数（53％）

・介護を中心となって担っている家族の健康状態が良くない、あまり良くないが多い（25.9％）

・居宅介護で困ることとして、心身負担（31.9％）

リフレッシュ時間なし（21.7％）など介護する家族の負担が大きい。ときに虐待行為につながる。

・介護保険（居宅）サービスが活用されている。

・市独自の高齢者福祉サービスが活用されている。

（介護支援サービス（ホームヘルプなど）ほか）

・「受ける人、する人」に対する支援活動が求められ、社会福祉協議会、NALC、びわの会などが広域にわたるボランティア活動を行っている。

介護支援と共に介護をする人への支援の充実が求められている。

施設サービス利用に対する不安がある。

【とりくみ】

市民、事業者等がとりくむこと

1. ボランティア活動などによる広域支援活動に加え、近隣の人たちによる「地域の支え」を広げる。
2. 施設サービス運営の経営理念を「利用者の安心と心豊かな生活の維持」におくことをさらに拡げ、実行する。

市民、事業者等が行政と協働でとりくむこと

1. 有料老人ホームなど居住系サービス等について、信頼性のある豊富な情報を提供する。
2. ケアマネ ージャー、ヘルパー など介護従事者の労働条件改善要望に積極的にかかわる。

行政がとりくむこと

1. 居宅介護を支援するための施設・制度を充実する。

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート
～医療サービス供給体制～

【目標】

誰もが受診しやすく信頼できる医療サービスの供給体制が地域に構築されているまち

【指標】

「かかりつけ医」を持っている市民の割合
市立病院の経営合理化の進捗度合い
時間外診療における要入院診療件数の比率

【現状と課題】

病院 - 診療所間の連携と医療圏内広域連携で医療サービス提供体制が地域に構築されている。

市立病院の経営に課題あり

1. 地域の中核医療機関としての機能を担っている。

入院医療 高度検査 専門外来 救急医療（二次救急指定）
及び 災害対応

外来患者数 188,914人

入院患者数 90,652人

病床稼働率 84.7% H19市勢年鑑

2. 勤務医不足による労働環境の悪化

3. 救急医療担当医のオーバーワーク

- ・救急総合診療部として24時間トリアージ対応あり
- ・時間外診療数16,473件からの入院1,343件
- ・救急搬送4,830人のうち入院加療を必要としない軽症が3,119人(64.6%)を占めた。転送なしに収容された患者は99.5%であった。(H18年箕面消防署)
- ・なお小児急病患者に対する休日、夜間、早朝の初期救急診療は、豊能広域こども急病センターで365日対応する体制が確立されている。

* 二次救急とは、

入院や手術を要する症例に対する医療

* トリアージ(Triage)とは、

救急医療現場などでの傷病者の重傷度と緊急性に基づく治療や搬送の優先順位の振り分け

4. 11億円余の市繰入金と3億円余の赤字発生(H19見込み)

【とりくみ】

1．市立病院の経営改善により一層努める。

(1) 経営健全化計画を推進する。

病診連携で培う地域医療

市民が望む良質な医療の供給

経営の安定化

(2) 公立病院改革ガイドラインに基く改革を確実に進める

経営効率化

再編ネットワーク化（診療所との機能分担）

経営形態の見直し（民間的経営手法採用）

2．地域の医療機関の連携を一層推進すると共に、医療機関の連携体制に対する理解を広め、良質で信頼できる地域の医療サービス供給体制を確保する。

市民

地域医療体制（病診連携）を理解し、合理的な受診に協力する。

合理的な救急受診方法を理解し、合理的な受診に協力する。

医療機関

かかりつけ医制度の活用推進のための情報を分かりやすく市民に発信する。

安心できる合理的な救急受診方法の理解促進のために分かり易い情報発信体制を確立する。

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート
～ 男女協働参画社会～

【目標】

すべての市民が性別によらず、一人のひととして等しく尊重され、家庭や社会で活動しているまち

【指標】

職場における職員の男女比と管理職への登用者の男女比
市内就業者の平均週間就労時間と平均給与における性別格差
地域活動参加者の男女比とその地域の人口の男女比

【現状と課題】

第4期箕面市男女協働参画推進計画を実施中

「箕面市男女協働参画推進条例」が、平成20年6月市議会に上程中
社会通念、習慣、しきたりなどで男性優遇が認められる

(H16大阪府資料。以下同じ)

職場において男女格差を感じさせる事が多い

女性が働き続けるために必要な要として、「育児・介護休暇制度の充実」、
「保育内容の充実」が多い

女性に対する「痴漢行為」、「DV」、「セクシャルハラスメント」が多い

【とりくみ】

市民等がとりくむこと

1. 全ての市民等が男女協働参画の意義を理解する。
2. 社会のあらゆる分野で、性別による差別をなくし、等しく活動の機会を確保し、能力を発揮できるように努める。
3. 男女協働参画を実効性あるものとするため、市が実施する男女協働参画推進施策に協力する。

行政がとりくむこと

1. 男女協働参画を社会に定着させるため、保育の充実など実効性のある施策を自ら、および市民等と協力して幅広く展開する。